

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月16日

広島市長

提出者

住所 広島市中区中島町3-30

氏名 医療法人あかね会

理事長 土谷 治子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-243-9191

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人あかね会 大町土谷クリニック
事業場の所在地	広島市安佐南区大町東2-8-35
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	透析台数210台（入院病床なし） 患者数約380名の外来透析診療所
③従業員数	129名（令和7年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性産業廃棄物焼却処理（処理委託） ⇒溶融（処理委託） ⇒道路路盤強化材等として再利用

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

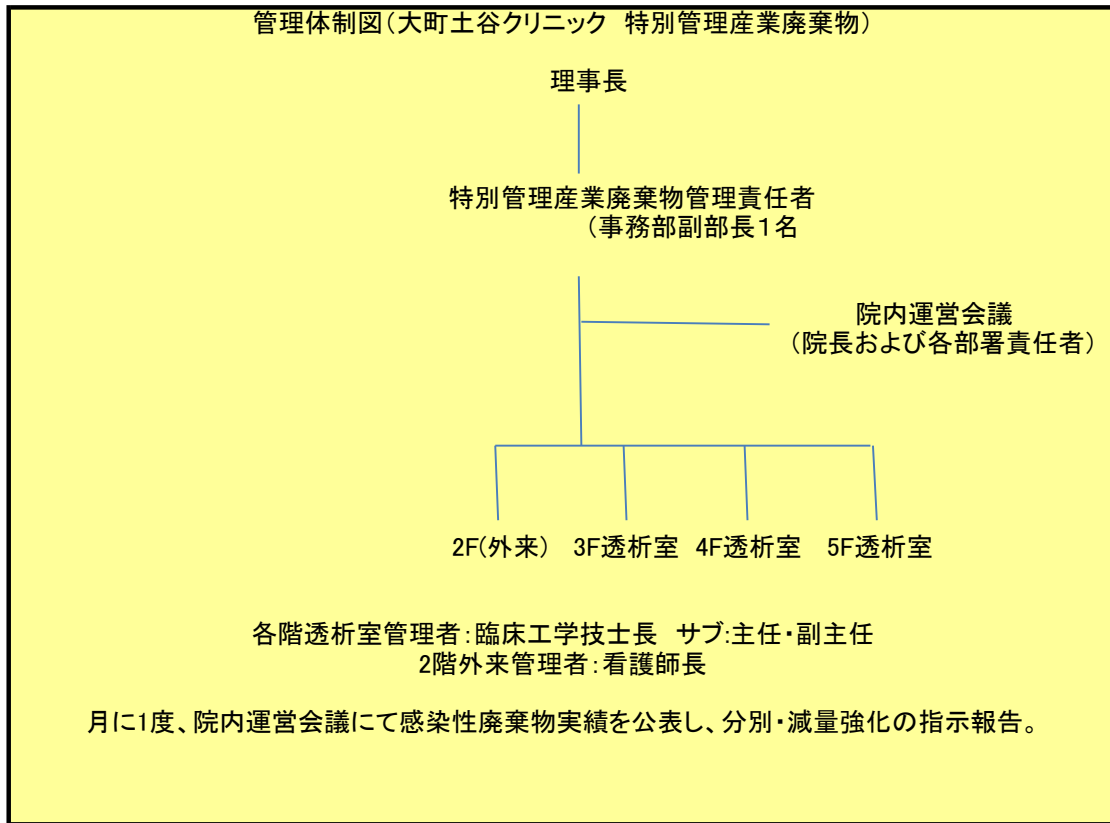
特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	90	89									90	89									
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
指定下水汚泥																					
特定有害産業廃棄物																					
鉛さい																					
廃石綿等																					
燃え殻																					
ばいじん																					
廃油(金属を含むもの)																					
汚泥(金属を含むもの)																					
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	90	89	0	0	0	0	0	0	0	0	90	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>分別の強化(感染・非感染)</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>分別の強化(感染・非感染) エコパール(廃棄ケース)の最適化による廃棄効率の強化</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性産業廃棄物 フロアごとに排出される数量等チェック・データ管理

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>マニフェスト管理の徹底 (令和2年度より電子マニフェスト導入) 最終処分場として、リサイクルまで一貫した管理可能な業者 を 厳選し、処分委託を行っている 年1回、最終処分場にて処理および再生状況等を視察・確 認</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>90 }t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	